

那須町議会議員選挙  
電子投票実施支援業務  
プロポーザル実施要項

令和 8 年 9 月  
那須町選挙管理委員会

## 1. 趣旨

本要項は、令和 9 年 2 月 14 日執行那須町議会議員選挙を電子投票により行うにあたり、那須町議会議員選挙電子投票実施支援業務に係る契約の相手方となる事業者を選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

那須町議会議員選挙電子投票実施支援業務

### (2) 業務内容

別紙「那須町議会議員選挙電子投票実施支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 日(月)まで

### (4) 提案上限額

提案上限額は、総額 10,657 千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

※上記金額には、電子投票を実施するために必要な機器の導入費用のほか、運用面での人的サポートに係る経費も含めるものとする。なお、この金額は予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものである。

### (5) 調達方法

電子投票システムの調達方法はレンタルとする。ただし、投票データを記録する電磁的記録媒体、記録媒体を保護するケース（封印用シール等消耗品を含む）は購入による調達とする。

### (6) 事務局及び問合せ先

〒329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙 3 番地 13

電話番号：0287-72-6927

電子メールアドレス：senkyo@town.nasu.lg.jp

## 3. 提案資格

本業務に参加する者の提案資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本実施要領の配布の日から提案書提出までの期間に、本町から競争入札に係る指名停止又は指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団又はその構成員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項の規定に基づく更生手続開始の申し立てをしていないこと。
- (5) 民事再生法(平成 11 年法律第 255 号)第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申し立てをしていないこと。
- (6) 国税及び地方税について滞納がないこと。
- (7) 公告日時時点で総務省の電子投票システムの技術的条件に係る適合確認実施要綱に基づき実施される適合確認検査において、技術的条件を満たしていること。または、公募型プロポーザル方式において実施するプレゼンテーション審査前日までに確実に技術的条件を満たす見込みであり、当該プレゼンテーション審査までに検査確認結果報告書(写し)を提出することができること。
- (8) 複数事業者が共同体を構成して参加する場合、代表者及びその他の構成員全てが上記(1)から(6)の要件を満たすものであること。ただし、(7)の要件については、当該共同体構成員のうち電子投票システムを提供・運用する者が満たしていれば足りるものとする。

#### 4. 実施スケジュール

| 項目                      | 日時・期限                                              |
|-------------------------|----------------------------------------------------|
| 1. 公募開始                 | 令和 8 年 9 月 14 日(月)                                 |
| 2. 実施要項等に対する質問の受付       | 令和 8 年 9 月 25 日(金) 午後 5 時まで                        |
| 3. 質問に対する回答             | 令和 8 年 9 月 29 日(火)                                 |
| 4. 参加申込書・添付書類提出         | 令和 8 年 9 月 14 日(月)～<br>令和 8 年 9 月 30 日(水) 午後 5 時まで |
| 5. 資格審査結果通知             | 令和 8 年 10 月 2 日(金)                                 |
| 6. 提案書及び見積書の提出期間        | 令和 8 年 10 月 5 日(月)～<br>令和 8 年 10 月 9 日(金) 午後 5 時まで |
| 7. プレゼンテーション参加要請通知      | 令和 8 年 10 月 13 日(火)                                |
| 8. プレゼンテーション実施・優先交渉権者選定 | 令和 8 年 10 月 19 日(月)                                |

|           |                    |
|-----------|--------------------|
| 9. 受託者の特定 | 令和8年10月23日(金)までに通知 |
|-----------|--------------------|

## 5. 実施要領

### (1) 実施要領等の公開

実施要領等は、町ホームページにて公開する。

### (2) 実施要項等に対する質問の受付・回答

実施要項や仕様書等に関して質問がある場合は、質問書(様式任意)に内容を記載し、電子メールで2(6)事務局あて提出すること。受付期間以外での質問や質問書以外の質問提出については、一切受け付けないものとする。

(ア) 受付期間：令和8年9月25日(金)午後5時まで

(イ) 受付方法：質問書(様式任意)を電子メールにて事務局あて送付すること

(ウ) 回答期限：令和8年9月29日(火)午後5時までに回答する

(エ) 回答方法：那須町公式ホームページに掲載する

### (3) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次の必要書類を提出するものとする。

(ア) 受付期間 令和8年9月14日(月)～令和8年9月30日(水)午後5時

(イ) 提出場所 那須町役場4階 選挙管理委員会事務局

(ウ) 提出方法 持参又は郵送(配達確認可能なもので、提出期限必着とする)

(エ) 提出書類

| 番号 | 提出書類                                                | 注意事項等                                                                 |
|----|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 1  | プロポーザル参加申込書(様式第1号)                                  |                                                                       |
| 2  | 法人概要書(様式第2号)                                        | 共同体により参加する場合は参加希望者の主たる事業者が提出するものとする。また、構成員(従たる事業者)分についても作成し併せて提出すること。 |
| 3  | 共同体届出書<br>(様式第3号)                                   | 共同体により応募する場合のみ                                                        |
| 4  | 提案する電子投票システムに係る、総務省策定「電子投票システムの技術的条件に係る適合確認実施要綱」に基づ |                                                                       |

|    |                           |                                                |
|----|---------------------------|------------------------------------------------|
|    | く適合確認を受けた際の検査確認結果報告書（写し）  |                                                |
| 5※ | 商業登記事項証明書又はその写し           | 発行3カ月以内のもの                                     |
| 6※ | 国税及び地方税に滞納がないことの証明書又はその写し | ・国税（法人税及び消費税）<br>・地方税（法人住民税）<br>それぞれ発行3カ月以内のもの |
| 7※ | 印鑑証明書又はその写し               | 発行3カ月以内のもの                                     |

※令和7・8年度那須町入札参加資格者名簿に登載されていない場合は、5～7の書類を併せて提出すること。なお、共同体により応募する場合は主たる事業者分のみ提出すること。

#### (4) 資格審査結果の通知

参加申込書の提出があった場合、下記のとおり資格審査結果の通知を行う。

- (ア) 通知期限 令和8年10月2日(金)午後5時までに通知を発送する。
- (イ) 通知方法 郵送(原本)及び電子メール(写し)
- (ウ) 交付書類 公募型プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第4号）

#### (5) 提案書及び見積書の提出期間及び提出方法

- (ア) 提出期間 令和8年10月5日(月)～  
令和8年10月9日(金) 午後5時（必着）
- (イ) 提出方法 電子メールによりそれぞれ写しを事務局へ送付すること。なお、原本は紙媒体各1部をプレゼンテーション当日に持参し、事務局へ提出すること。
- (ウ) 提出物
  - ・提案書
  - ・見積書（内訳書を添付すること）

#### (6) 提案書の作成方法

提案書の様式は任意とする。ただし、当該提案書を用いてプレゼンテーション審査を行うことから、別に定める評価基準及び下記の内容を踏まえて作成すること。

- ・会社概要、事業目的、提案のコンセプト、ビジョン
- ・プロジェクト実施体制（共同体の構成含む）
- ・実施計画及びスケジュール
- ・使用するシステム及び端末等の仕様
- ・人的支援の内容
- ・見積額

- ・過去の類似業務に係る実績
- ・その他提案内容（トラブル対応、独自提案(コスト削減に資する提案、投票率向上に係る提案など))
- ・提案書の内容の有効期限

#### (7) 見積書の作成方法

- (ア) 見積書は、本業務に係る費用の総額(税込)と、その内訳書を添付し1部提出すること。
- (イ) 見積書及び内訳書の様式は任意とする。
- (ウ) 見積書には、業務名、提出年月日、会社名（押印あり）を記載すること。  
なお、内訳書には押印不要である。

#### (8) 辞退届の提出

公募型プロポーザルの参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、次の書類を提出すること。

- (ア) 受付期間 令和8年10月9日(金)午後5時まで
- (イ) 受付方法：プロポーザル辞退届出書(様式任意)を事務局あて電子メールにて送付すること

### 6. 選定方法

公募型プロポーザル方式で実施するものとし、提案書に係る内容の審査及び事業者の選定は、「那須町議会議員選挙電子投票実施支援業務プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において実施する。審査内容は、選定委員会が定めた選定評価基準に基づき、提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリング等を客観的に公平かつ厳正に評価を行い、評価点数の最も高いものから契約交渉順位を選定する。

#### (1) プレゼンテーション審査

提案書についてのプレゼンテーション（実機デモ含む）及びヒアリング審査を実施する。

- (ア) 実施日時：令和8年10月19日(月)実施(実施時刻については、個別連絡)
- (イ) 実施場所：那須町役場
- (ウ) 実施方法
  - ・プレゼンテーション及び実機デモを30分以内、質疑応答15分、合計45分

を目安とする。

- ・スクリーン、プロジェクター、投票記載台は当町で準備するが、パソコン、実機デモ機等の使用機器については、参加者で準備すること。
- ・開始前 10 分間程度で準備を行い、終了後は 5 分間程度で片付けを行うこと。
- ・プレゼンテーションへの参加人数は、1 提案者あたり最大 5 名までとする。  
(2 者以上の事業者による共同提案においても 5 名までとする。)
- ・提案書の項目順に説明すること。
- ・プレゼンテーション審査当日に、新たな資料を配布することは認めない。

## (2) 審査方法

- (ア) 審査については、各委員の評価点が最も高い者を、契約候補者として選定する。
- (イ) 合計点が同点の場合は、見積額の評価点が高い者を上位とする。なお、見積額の評価点も同点の場合は、選定委員会で協議のうえ、契約候補者を選定する。
- (ウ) 各委員の評価点の合計点が、評価基準の満点に委員数を乗じた点数の 6 割に満たない場合は、契約候補者として選定しない。

※提案者が 1 者の場合でも評価を実施し、(ウ)に該当しない場合は当該提案者を契約候補者として選定する。

## (3) 失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (ア) 提案資格要件を満たしていない場合
- (イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (ウ) 実施要項等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、提案書作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (エ) 見積金額が提案限度額を超えている場合
- (オ) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## (4) 選定結果の通知及び公表

契約候補者選定後、令和 8 年 10 月 23 日（金）までに、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約候補者の名称、参加者数及び各参加者の合計点を町ホームページに公表する。ただし、契約候補者以外の参加者名は公表しない。

## 7. 評価基準

評価項目及び配点は別表のとおりとする。

## 8. 契約までの手続き

受託者として特定した者(以下「特定者」という。)の提案書を基本に、町と協議の上、本業務の業務仕様書を作成する。ただし、協議が調わない場合や提案書に虚偽の記載があった場合は、特定者との協議を中止し、次席者と協議する。

また、業務仕様書に基づき、特定者(特定者と協議が調わない場合は、次席者)から見積書を再徴収する。なお、再徴収する見積金額は、既に提出した見積金額を超えないこととする。ただし、本業務実施に係る対応条件や責務範囲に変更が生じる場合は、この限りではない。

## 9. 契約

契約に当たっては、特定者が契約書(案)を作成し、町と協議を行うこととする。契約金額は特定者から示された見積提示額を基本とする。

## 10. その他

- (1) 提出期限までに参加申込書が到達していない場合、又は提案者として提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書の提出はできない。
- (2) 本プロポーザルの参加に係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語と通貨は次のとおりとする。
  - (ア) 言語：日本語
  - (イ) 通貨：日本国通貨
- (4) 提案書等の提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回を認めない。また、提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は、那須町情報公開条例(平成 16 年条例第 19 号)に基づく公文書開示請求の対象となる。なお、町は選定に必要な範囲において、提出書類を複製し、使用できるものとする。
- (6) やむを得ない理由により、提案者がプレゼンテーションへの参加が困難になった場合は、直ちに町担当課へ連絡すること。その場合は、オンラインでの開催又は提案書のみで採点を実施するなど、選定委員会に諮った上で、本プロポーザルに支障のない範囲で可能な限り対応するものとする。

別表

那須町議会議員選挙電子投票実施支援業務 評価基準

(100 点満点)

|    | 評価項目           |             | 配点  |
|----|----------------|-------------|-----|
| 1  | 業務実施体制         | 実施体制・スケジュール | 10  |
| 2  |                | 類似業務に係る実績   | 10  |
| 3  | システムの機能・品質(投票) | 投票完了までの流れ   | 5   |
| 4  |                | システムの操作性    | 5   |
| 5  |                | システムの安全性    | 5   |
| 6  | システムの機能・品質(開票) | 開票完了までの流れ   | 5   |
| 7  |                | システムの操作性    | 5   |
| 8  |                | システムの安全性    | 5   |
| 9  | 支援・サポート体制      | 人的支援        | 10  |
| 10 |                | 普及啓発・広報活動支援 | 10  |
| 11 |                | トラブル時の対応    | 5   |
| 12 | 提案力            | 独自提案        | 10  |
| 13 | コスト            | 見積額         | 15  |
| 合計 |                |             | 100 |

【評価基準】

| 基準<br>配点 | 非常に<br>優れている<br>(100%) | 優れている<br>(80%) | 標準的<br>(60%) | やや劣る<br>(40%) | 劣る<br>(20%) |
|----------|------------------------|----------------|--------------|---------------|-------------|
| 5        | 5                      | 4              | 3            | 2             | 1           |
| 10       | 10                     | 8              | 6            | 4             | 2           |
| 15       | 15                     | 12             | 9            | 6             | 3           |